

# 声 明

県立病院での医療事故により医師が逮捕・起訴されたことについて

はじめに、今回お亡くなりになられた患者さんのご冥福をお祈りいたしますと共に、ご遺族皆様へ衷心より哀悼の意を表します。

去る平成16年12月、福島県立大野病院で腹式帝王切開手術を受けた女性が死亡したことに関し、業務上過失致死および医師法違反で手術を担当した医師が、突然、平成18年2月18日逮捕・勾留、3月10日起訴されたことについて、地域で医療を担当する私どもといたしましても、重大な関心をもっております。

今回の場合、「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」という医師法第21条に違反した容疑も逮捕理由の一つと理解しています。

医師法第21条にある異状死とは、犯罪と関連する痕跡となりうる異状を留める死のことで、届出の性質としては本来、殺人など犯罪の認知と通報を通じた司法警察への協力であると意識されてきました。

しかし、近年、医療事故や医療過誤に対し厳しい目が向けられる中で、医師の業務である医療行為を警察への通報対象とする傾向が現れ、この場合の24時間以内という制限は非常に大きな問題を含んでいます。

先ず当該医療が過誤や事故であるか否かは、しばしば判断自体が難しい事柄で、医療行為の評価が専門的になされてはじめて判明するような難問であることも少なくなく、判断には時間と手間が必要であります。

これに対応するには、医師法第21条の異状死の定義、解釈を含めた法整備が早急になされなければ、医師の不安は増大し、結果として防衛的医療、消極的医療になり患者さんの不利益にもなりかねません。

私どもといたしましては、医師が安心して医療ができ、国民も安心して医療が受けられる法の整備が行われると共に、全国的な産婦人科医師不足なども含めた課題を早期に検討願ひ、しかるべき環境づくりをはかって頂くことを切に切望する次第です。

平成18年 4 月 1 0 日

長崎県医師会会長 井石 哲哉